

町田市保健所関係手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年(2026年)3月9日

提出者 町田市長 稲垣 康治

町田市保健所関係手数料条例の一部を改正する条例

町田市保健所関係手数料条例（平成22年12月町田市条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	金額	名称	金額
略	略	略	略
113 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第1 <u>3</u> 項及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条第1項第1号の規定に基づく薬局製造販売医薬品製造販売品目一部変更承認申請手数料	1件につき 140円	113 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第1 <u>5</u> 項及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条第1項第1号の規定に基づく薬局製造販売医薬品製造販売品目一部変更承認申請手数料	1件につき 140円
略	略	略	略

附 則

この条例は、令和8年5月1日から施行する。